

中労委、昭51不再76、昭56.12.2

命 令 書

再審査申立人 日野車体工業株式会社

再審査被申立人 日本労働組合総評議会全国金属労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

なお、本件初審命令主文2の記中「A1」とあるのを「A2」に、「代表取締役社長B1」とあるのを「代表取締役B2」に改める。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令の理由第1認定した事実の2の(2)の末尾に下記の事実を加える以外は、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。

記

会社は、これを不服として50年9月30日東京地方裁判所に行政訴訟（東京地裁昭和50年（行ウ）第108号）を提起したが、52年8月25日東京地方裁判所は請求を棄却した。

会社は、これを不服として、52年9月6日東京高等裁判所に控訴（東京高裁昭和52年（行コ）第57号）したが、53年10月31日東京高等裁判所は控訴を棄却し、さらに会社は、これを不服として、53年11月17日最高裁判所に上告（最高裁昭和54年（行ツ）第22号）したが、54年11月27日最高裁判所は上告を棄却し、当該救済命令は確定した。

第2 当委員会の判断

当委員会の判断は、初審命令の理由第2判断と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和56年12月2日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎